

豊明市開発行為等に関する指導要綱補足説明

事前協議(第3条関係)

- ・「指導要綱事前協議書 事前調査書」にて各調査項目について確認し、調査者自身が記録の上、事前協議書に添付してください。事前調査書は、提出書類にそれぞれに添付してください。
- ・事前協議書を提出する前に、関係各課及び尾張建設事務所関係各課と十分協議をし、書類を提出してください。

審査(第4条関係)

- ・豊明市開発行為等研究会が開催の必要があると判断された場合は、第3木曜日に開催します。その月の研究会は、前月末日までに受付けた事前協議書について協議されます。
- ・前月末日までに受付けた事前協議書について、研究会の開催が不要と判断された場合も、指摘事項の是正を確認後、結果通知書を通知します。

関係者への説明(第5条関係)

- ・説明対象者が不在の場合は、3回以上訪問し、それでも不在の場合は資料等をポストに投函し連絡を待ってください。遠方の場合は、郵送対応を可能とします。
- ・行政区の区長については、共生社会課【TEL (0562)92-8306】にお問い合わせください。
- ・学区の小学校及び中学校については、学校教育課【TEL (0562) 92-8316】にお問い合わせください。また、工事車両が通学路を通行する場合は、学校関係者にも説明を行ってください。
- ・近隣関係者への説明時の配布資料を提出してください、また、近隣関係者の要望により説明会を行った場合は、議事録を提出してください。

災害及び公害の防止等(第6条関係)

- ・工事計画書及び交通安全計画書が未定の場合は、工事着手前に再提出してください。

文化財の保護(第7条関係)

- ・生涯学習課文化・スポーツ係【TEL (0562)92-8317】と協議してください。

公共施設の整備(第13条関係)

- ・公共施設を整備するときには、管理者と協議し、その同意を得なければならないため、別に提出書類（都市計画法第32条にかかる申請書等）が必要です。都市計画課及び関係各課と協議してください。

排水施設(第16条関係)

- ・下水道課工務係【TEL (0562)92-1123】及び土木課維持管理係【TEL (0562) 92-1116】と協議してください。
- ・雨水流出抑制について協力をお願いしていますので、土木課土木係【TEL (0562)92-1116】と協議してください。

消防施設等(第17条関係)

- ・消防施設について、防災防犯対策課【TEL (0562) 92-8305】と協議してください。

上水道施設(第19条関係)

- ・愛知中部水道企業団と協議してください。
〒470-0153 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地
TEL (0561)38-0030 / FAX (0561)38-1427

ごみ集積施設(第21条関係)

- ・ごみ集積施設の設置基準について、環境課ごみ減量推進係【TEL (0562)92-1113】と協議してください。

その他

- ・都市計画法第32条の適用を受ける場合の取扱いについて
この指導要綱補足説明書には、都市計画法第32条の適用を受ける場合の取扱いについて反映されていませんので、詳しくは、担当者に問合せください。

事前協議書の添付図書について

図書の種類	明示すべき事項等	
事前協議書	関係各課との協議内容を確認	
付近見取図	敷地の位置（赤枠）、縮尺、方位	
公図の写し	敷地の位置（赤枠）、縮尺、方位、写した場所、日付	
地積求積図	開発区域全体の地積求積図	
土地調書	建築物の敷地境界線から水平距離が 2 0 メートル以下の範囲内の土地の所有者並びに建築物の所有者及び居住者の一覧表【様式 6 （参考様式）】	
現況・計画平面図	敷地現況図	区域の境界（赤枠）、縮尺、方位、地盤高、道路の位置及び幅員等
	造成計画平面図（配置図）	区域の境界（赤枠）、縮尺、方位、切土又は盛土をする部分の色別、地盤高、擁壁の位置、道路の位置及び幅員、敷地内における建築物の位置、駐車施設の位置、ごみ集積施設の位置及び面積計算表、緑地の位置及び面積計算表、建築面積及び建蔽率、延べ床面積及び容積率等
	予定建築物各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途等
現況・計画断面図	現況敷地断面図	区域の境界（赤枠）、縮尺、地盤高等
	造成計画断面図	区域の境界（赤枠）、縮尺、切土又は盛土をする前後の地盤高、計画地盤高、擁壁の位置等
	予定建築物断面図	縮尺、軒の高さ、建築物の高さ
排水計画図	雨水及び汚水・雑排水の排水施設の位置及び排水方法、宅内排水の流出方向、雨水貯留浸透施設を設置した場合は、その位置及び名称	
道路計画図	開発区域内に道路を整備する場合	
公園緑地計画図	公園緑地の位置、面積計算表、公園緑地率	
消防施設計画図	開発区域内に消防施設の整備する場合	
工事計画書	第 6 条関係（様式第 3 号）	
安全計画書	第 6 条関係（様式第 4 号）	
近隣状況報告書	公図に建築物の敷地境界線からの水平距離が 2 0 メートル以下の範囲を記載し、近隣関係者の範囲を示したもの	
その他市長が必要と認めるもの		
予定建築物立面図		

※ 問合せ先：都市計画課 開発建築係 指導要綱担当 TEL (0562)92-1114

令和7年4月改訂